

# イギリスの少年立直り法制の概要

Crime and Disorder Act 1998 (1998年犯罪及び秩序違反法)

## 1 基本理念等

### (1) 1997年内務省白書「もはや言い訳は許されない (No More Excuses)」

- ・ 「犯罪に厳しく (tough on crime)」、  
「犯罪原因に厳しく (tough on the causes of crime)」  
(労働党のスローガン(同党HPより))
- ・ 「(少年・両親の)責任 (Responsibility)」、  
「関係修復 (Restoration)」、  
「再統合 (Reintegration)」  
(1997年白書第4部第9章より)
- ・ 「少年の福祉 (welfare) が、公衆の保護・犯罪の処罰・犯行の予防という目的と衝突するものと考えられるようになってしまい」、「少年司法システムに対する国民の信頼が失われた」。しかし、「非行少年の福祉を保護することは、再度の非行の被害から個人を保護することと矛盾するものではない。非行の予防は、非行少年の福祉を促進し、かつ、公衆を保護するものである」。「少年非行の予防こそが、鍵となる目的である：それは、少年と公衆双方にとって最大の利益である」。(1997年白書第2部第2章より)

### (2) 少年司法システムの目的 (第37条)

少年司法システムは児童・少年の非行予防を主要目的とし、少年司法システムに関する職務を執行する全ての者及び団体は、この目的を考慮しなければならない。

### (3) 少年司法業務の地方規定 (第38条)

少年司法政策 (youth justice services) の第一次責任者は地方自治体 (local authority) とし、地方自治体は、警察及び保護観察委員会又は保健局と協力して、少年司法サービスの有効性を確保しなければならない。

## 2 組織

### (1) 少年非行対策チーム (Youth Offending Teams : YOT) (第39条)

#### ア 設置主体

地方自治体の機関

#### イ 構成

保護観察官、公的ソーシャルワーカー、警察官、保健機関の指名する者、教育長の指名する者、その他地方自治体の機関が適切と思料する者

#### ウ 業務

少年司法業務の提供の調整

少年司法計画に定められた職務

### (2) 少年司法計画 (Youth Justice Plans) (第40条)

#### ア 作成主体

地方自治体の機関

#### イ 内容

少年司法業務の提供方法・資金調達方法

**(3) 少年司法委員会 (Youth Justice Board)(第41条)**

**ア 設置主体**

国

**イ 構成**

国務大臣が任命する専門家10～12名

**ウ 業務**

少年司法システムの運営及び少年司法業務の提供の監視

国務大臣への助言

必要な情報収集、国民への公表

少年司法システムの運営、少年司法業務の提供、少年非行防止等の推進

地方自治体の機関等に対する研究の委託等

**3 少年非行防止のための処分**

**(1) 警察における処分**

**譴責 (reprimands) 及び警告 (warnings)(第65・66条)**

警察官が証拠を有し、被疑少年が罪を認め、かつ前歴がなく、訴追しないことが公共の利益に反しない場合には、警察官は、裁判所への送致を行わずに、譴責又は警告を行うことができる。通常は、初犯は譴責、2回目は警告、3回目は起訴となる。

警告を受けた者は、少年非行対策チームに付託され、又は社会復帰プログラム(参加者を社会復帰させ、かつ参加者による再犯を予防することを目的とするプログラム)に参加させられることとなる。

**(2) 裁判所による非行防止に関する命令**

**ア 反社会的行動命令 (anti social behavior orders)(第1条)**

10歳以上の者が反社会的活動を行い、かつ、その後の反社会的活動により地域居住者を保護する必要がある場合には、地域カウンシルの申立てに基づき、治安判事裁判所は反社会的な行動の禁止を命ずる命令を発することができる。

**イ 養育命令 (parenting orders)(第8条、第9条)**

少年に関連する他の裁判に際して、当該裁判所は、必要と認めた場合には、一定事項の遵守を求め、親権者等に対しカウンセリング授業に出席すること等を命ずる命令を発することができる。

**ウ 児童保全命令 (child safety orders)(第11条、第12条)**

10歳未満の児童が10歳以上であったとすれば罪を構成すると思料される行為を行ったり、そのような行為を予防するため必要がある場合等には、地方自治体の機関の申立てに基づき、治安判事裁判所は、一定事項の遵守を求め、児童に対して監督官の指導下におくこと等を命ずる命令を発することができる。

**エ 地域児童外出禁止計画 (local child curfew schemes)(第14条)**

地方自治体の機関は、10歳未満の児童に対して、90日以内の所定の期間中、午後9時から午前6時までの所定の時間内において、親権者など責任ある者の管理にある場合を除き、所定の地域内の公共の

場所への立ち入りを禁止する計画（児童外出禁止計画）を作成することができる。なお、この計画は内務大臣の確認によって効力を生ずる。

**オ 無断欠席者の指定敷地等への移送 (removal of truants to designated premises) (第16条)**

地方自治体の機関が児童を移送する指定敷地を指定した場合に、警察官が所定の期間中に理由なく学校を欠席している義務教育年齢にある児童又は少年を公共の場所において発見したときには、警視以上の警察官は当該児童を学校又は指定地域に移送することができる。

**(3) 少年審判における量刑**

**ア 賠償命令 (reparation orders) (第67条)**

有罪宣告を行った裁判所が、被疑少年に対し、被害者その他当該罪によって影響を受けた者と認定した者又はコミュニティ全体に対する賠償を命ずる命令。

**イ 行動計画命令 (action plan orders) (第69条、第70条)**

有罪宣告を行った裁判所が、被疑少年に対し、命令の日から3か月間に行うべき行動の計画、指導監督官による指導監督及びその指示の遵守に関する事項について定めた行動計画命令を命ずる。

定められる行動の内容としては、指示された活動への参加、面談、出頭、指定場所への立入禁止、指示事項の遵守、被害者・コミュニティへの賠償等がある。

**ウ 収容及び訓練命令 (detention and training orders) (第73条)**

我が国における少年院送致等に相当するもの。期間は、最長2年間である。

**Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999 (1999年少年司法及び刑事証拠法)**

**1 非行少年委員会 (Youth Offender Panel) への付託命令 (Referral Order)**

少年裁判所又は他の治安刑事裁判所は、初めて有罪と宣告された18歳未満の者について、刑罰が固定されておらず、拘禁刑が科されていない場合には、非行少年委員会に付託することができ、当該非行少年が全ての訴因に有罪答弁をしたときは付託することを命じなければならない、一部の訴因につき有罪答弁をしたときは付託を命じることができる。(第1条、第2条)

当該非行少年は、付託命令により、少年非行対策チームに設置される非行少年委員会の各会議に出席することを求められる。(第3条)

**2 非行少年委員会**

少年非行対策チームは、非行少年に付託命令が発せられたときは、当該非行少年のための非行少年委員会を設置しなければならない。非行少年委員会の各会議は、少年非行対策チームの構成員1名及び他の2名により構成される。(第6条)

**3 非行少年契約 (youth offender contract)**

非行少年委員会は、当該非行少年による再犯の予防を目的とする行動プログラムについて非行少年契約を締結するよう努めなければならない。

当該行動プログラムにおいては、非行少年に対して、被害者や非行の影響を受けた者に対する賠償、被害者やその他の者との仲裁の会議への出席、コミュニティにおける無償の作業やサービスを行うこと、教

育施設・作業施設への通学・通勤、特定の活動への参加、所定の場所又は者からの隔離等を求めることができる。(第8条)

#### 4 裁判所への返戻

契約に至らなかったり、契約が破られたときは、非行少年委員会は、当該非行少年を裁判所に返戻付託しなければならない。(第12条)

#### \*参考文献等

Crime and Disorder Act 1998

Youth Justice and Criminal Evidence Act 1999

NO MORE EXCUSES -A NEW APPROACH TO TACKLING YOUTH CRIME IN ENGLAND AND WALES(Home Office,1997)

英国労働党ホームページ (<http://www.labour.org.uk>)

横山潔「1998年犯罪及び秩序違反法解説」及び「1998年犯罪及び秩序違反法」(『外国の立法』第205号)

横山潔「イギリス「1999年少年司法及び刑事証拠法」解説」及び「1999年少年司法及び刑事証拠法」

(『外国の立法』206号)

なお、条文等の訳語については、概ね上掲の邦語文献に拠ったが、一部は、本フォーラム開催事務局による仮訳である。

本資料は、日英犯罪減少対策フォーラム「地域を基盤とした犯罪減少対策～英国の少年犯罪対策を参考に」で使用した資料である。